



消費者機構日本

ニュースレター 179号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人: 二村 睦子 編集責任者: 板谷 伸彦

・CONTENTS・

1. エーチームアカデミー控訴審判決について
2. 第19回通常総会の傍聴および総会記念シンポジウムのご案内(一次)

1. エーチームアカデミー控訴審判決について

(株)エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟は、オーディション合格後に契約させられた芸能スクールで高額な入学時諸費用を徴収され、中途退学後も一切返金されないという条項の差止を求めて提訴(2018年5月)したものです。

2021年6月の一審判決では差止請求自体は認められたものの、入学時諸費用の「権利金的性格」を認め、その一部を返還不要とするものに止まりました。当機構では主にこの点を不服として控訴審で争ってきました。2023年4月18日に言い渡された控訴審判決では、一審が認めた「権利金的性格」を否定しています。今後の消費者紛争にも良い影響を与える判断として評価することができます。



4/18 記者会見のようす。向かって右から

中川素充弁護士、花垣存彦弁護士、宮城朗弁護士、佐々木幸孝副理事長、高木篤夫弁護士

1. 控訴審判決の概要

第一審判決と控訴審判決の要点を比較すると下記一覧表のようになります。

- (1) 第一審において主要な争点として争われた受講生らの「消費者性」については、控訴審も第一審判決の判断を維持し、変更は無い。
- (2) 次に、この点も第一審判決において主要な争点として争われた一審被告に「入学し

得る地位」に権利性・対価性を認めることが出来るか否か、という問題については、第一審は権利性を肯定し、その評価を 12 万円とした（但し、その具体的算定根拠は提示していない）。これに対して、控訴審判決は、入学しうる地位の権利性・対価性自体を否定している。

(3) 消費者契約法 9 条の「平均的損害」については、第一審判決は、1 万円と評価したが、控訴審判決は、この部分では評価額を増額し、7 万円としている。

主たる争点	第一審判決	控訴審判決
受講生らの消費者性	認める。	認める。
入学し得る地位の有無	「入学しうる地位」との対価性を認める。	「入学しうる地位」との対価性を認めない。
本件において入学し得る地位の対価	12 万円が相当である。	0 円
平均的損害の該当性	<ul style="list-style-type: none"> ① エー・ライツに対する受講生紹介手数料（31 万 8888 円）は該当しない。 ② 講師派遣の業務委託費用（5 万円）は該当しない。 ③ 入学対応指導のための業務委託費用（2 万円）は該当しない。 ④ 入学に伴う人件費は該当しない。 ⑤ 宣材写真撮影委託費用（2516 円）は該当する。 ⑥ 教材費（595 円）は該当する。 ⑦ 入学対応のための賃料（1 万 1077 円）は該当しない。 ⑧ 入学対応のための光熱費（1617 円）は該当しない。 ⑨ 入学金ローンの保証金（2507 円）は該当しない。 ⑩ 履行利益（受講生から得られたであろう月謝）は該当しない。 <p>合計 1 万円が相当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① エー・ライツに対する受講生紹介手数料（31 万 8888 円）は該当しない。 ② 講師派遣の業務委託費用としては、1 万 5000 円の範囲で該当する。 ③ 入校対応指導の業務委託費用 2 万円は該当する。 ④ 入学に伴う人件費 2 万 4556 円は該当する。 ⑤ 宣材写真撮影委託費用（2516 円）は該当する。 ⑥ 教材費（595 円）は該当する。 ⑦ 入学対応のための賃料（1 万 1077 円）は該当しない。 ⑧ 入学対応のための光熱費（1617 円）は該当しない。 ⑨ 入学金ローンの保証金（2507 円）は該当しない。 ⑩ 履行利益（受講生から得られたであろう月謝）は該当しない。 <p>合計 7 万円が相当である。</p>
結 論	入学時諸費用 38 万円のうち、権利金 12 万円と平均的損害 1 万円を合計した 13 万円を超えて返還しない旨の条項の差止を命ずる。	入学時諸費用 38 万円のうち、平均的損害 7 万円を超えて返還しない旨の条項の差止を命ずる。

2. 控訴審判決の評価

- (1) 受講生らの「消費者性」に関し、控訴審判決が、本件実態に照らし第一審の判断を維持した点は評価できる。
- (2) 入学時諸費用 38 万円が、一審被告に入校しうる地位の対価と認められるか否かについて、第一審判決がかかる地位を認め、12 万円と評価していたのに対し、控訴審判決が、かかる地位の権利性・対価性を否定した点については、本件訴訟において大きな前進と評価される。この点は、他の類似する今後の消費者紛争に対して相応の影響を与える判断と考えられる。
- (3) 他方、消費者契約法 9 条の平均的損害の具体的な算定については、第一審判決が 1 万円と評価していたのに対して 7 万円と増額している点はあるが、一審原告としては、入学しうる地位の対価性と比較すると、それほど重きを置いていない。第一審と異なり、入学し得る地位の権利性・対価性との評価を排斥し、入学時諸費用 38 万円のうち返金を要しない範囲の評価を、全て平均的損害の問題と整理した点は大きく評価できる。
- (4) しかし、平均的損害の個々の具体的な費目の評価については、本来であれば宣材写真・教材費等、受講生個人が受けるメリットに限定されるべきではないかと考えられる点で不服な部分はある。第一審判決において平均的損害と認めなかった業務委託費用や人件費等を平均的損害に含めている点には疑問が残る。業務委託費は、他事業者との契約内容如何でどのような金額にもなり得るし、人件費についても、本件入学契約それ自体に結びついた職務だけを職員が遂行していたとは想定できないからである。
- (5) 平均的損害の評価が争われた他の消費者紛争や差止請求事案では、「履行利益」が平均的損害に含まれるか否かについて、これを肯定する判決も散見される。この点は、問題となった消費者契約の実態と約款の内容如何で判断が異なってくる部分と考えられるが、第一審、控訴審とも、本件事実関係を前提として履行利益が平均的損害に含まれないとの判断を下した点は、本件における平均的損害の評価の上で重要な点であり、これも今後の類似事案に影響を与えるところと考えられる。

2. 第19回通常総会の傍聴および総会記念シンポジウムのご案内（一次）

来る6月13日（火）に、消費者機構日本第19回通常総会と総会記念シンポジウムを下記の概要で開催いたします。皆様のご参加をお願い申し上げます。

（1）第19回通常総会

日時：2023年6月13日（火）17：30～18：20

場所：主婦会館5階（正会員はリアル・オンライン併用、賛助・協力会員はオンライン）

議題：審議事項 第1号議案 2022年度事業報告承認の件

第2号議案 2022年度決算承認の件

第3号議案 定款の一部変更の件

第4号議案 役員補充選任の件

報告事項 1. 2023年度事業計画

2. 2023年度予算

（2）総会記念シンポジウム

日時：2023年6月13日（火）18：30～20：00

場所：主婦会館5階（正会員はリアル・オンライン併用、賛助・協力会員はオンライン）

テーマ：『悪質商法への行政的手法の検討 ～違法収益剥奪や財産保全、被害回復（仮題）』

講師予定：後藤巻則さん（内閣府消費者委員会 委員長）

今回の記念シンポジウムでは、自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法対策について考えていきます。この問題については既に第7次消費者委員会の「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」で議論が進行中です。後藤委員長から現在の議論状況についてご講演いただき、それを手掛かりとしながら特定適格消費者団体の視点から深めていきます。

参加申し込みについて

《正会員（個人・団体）の皆様へ》

「消費者機構日本第19回通常総会ならびに総会記念シンポジウムのご案内」書面を、5/16以降に総会議案書とあわせて郵送いたします。ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡いただけますようお願い申し上げます。

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

第19回通常総会と総会記念シンポジウムの傍聴案内を5/16頃にEメールにて配信させていただきます。ご参加については配信メールへの返信にてご連絡いただけますようお願い申し上げます。

全国の適格消費者団体（23 団体）のホームページ公表情報
（2023年3月16日～2023年4月20日分）

- 現在、全国の適格消費者団体は 23 団体です。各団体のホームページの公表情報をお知らせします。
- 事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。
- ※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2023年3月15日～2023年4月20日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023-04-18 : (株)北海道産地直送センターから回答書が届きました。 ■ 2023-04-14 : 優翔(株)と(株)ケイアイに、申入書に対する回答を求める文書を送付しました。 ■ 2023-04-14 : (株)ヴィエリスに対し、再申入書に対する回答を求める文書を送付しました。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023.03.30 : 居宅介護支援事業者に対し行った照会の結果を公表します。 : 株式会社日本クレストに対する申入れ等の経過を公表します。 : 株式会社グラングレス（アールカワイイ）に対する申入れ等の経過を公表します。 : 株式会社東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）に対する要請結果を公表します。 : 株式会社オーネットに対する申入れ等の経過を公表します。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023/03/27 : 株式会社三和住宅にご連絡書を送付しました。
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年04月07日 : 消費者被害アンケート・めやすばこ《No.1表示について》まとめ ★ 過去の記事・業種別一覧
《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年3月20日 : 順天堂大学 入学検定料等に係る被害回復訴訟の和解について
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年4月7日 : 「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見を提出しました。

<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>■ 2023/4/3 : ペットショップを運営するワンニャンハウス株式会社に対し、差止請求訴訟を起こしました。詳細はこちら</p> <p>■ 2023/3/23 : 株式会社タスカジより回答書を受領しました。申入れに関する詳細はこちら</p>
<p>《消費生活ネットワーク新潟》 http://www.network-niigata.com/index.html</p>	<p>■ 2023年03月22日 : トレイルランナーズへ申入れを行いました</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■ 2023年04月20日 : フィットイージー株式会社から回答書が届きました</p> <p>■ 2023年04月19日 : 改善事例 株式会社 Coo&RIKU 東日本 : LINE株式会社に対し問合せ書を送付しました : 株式会社 Coo&RIKU 東日本に対し申入終了通知書を送付しました : プロジェクトリーズ株式会社(リード進学塾)に対して再申入書を送付しました</p> <p>■ その他 : 申し入れ活動記事一覧 : https://cnt.or.jp/category/information</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■ 2023.04.11 : 株式会社希乃屋に対して「再お問合せ」を送付しました。</p> <p>■ 2023.04.11 : 株式会社ノリハラボに対して「再申入書」をお送りしました。</p> <p>■ 2023.04.05 : イベント事業者・株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、中止されたイベントについて債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める被害回復訴訟を提起しました。</p> <p>■ 2023.03.27 : フォーシーズに対する不当条項使用差止請求訴訟を振り返って ～フォーシーズ(株)事件訴訟弁護団 弁護士岡本英子～</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおokayama》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■ 2023/03/16 : 株式会社 Crea に対し、申込画面の表示停止を求める申入書を送付しました</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■ 2023年3月20日 株式会社ウェディングボックスに質問書を送付しました。</p> <p>☆ 株式会社ウェディング・ボックスへの申入れ活動一覧はこちら</p>

《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネットワークかごしま》 https://net-kagoshima.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

..END